

栗山町職員の懲戒処分等の公表について

1. 処分事案

- (1) 非違行為の種類 準公金の不正使用
- (2) 非違行為の当事者 商工観光課 主査 30代（男性）
- (3) 非違行為の概要

令和7年5月から令和8年6月までの間、自身の債務の返済及び生活費の補填を目的に、自身が管理を担当する、「栗山秋まつり実行委員会」及び「栗山町企業等誘致推進協議会」の会計口座から無断で引き出しを繰り返し、総額で98万4,380円の準公金の不正使用を行った事実が判明したものの。

なお、不正使用された金額については、会計口座に全額弁済された。

2. 処分内容

- (1) 処分年月日 令和8年8月21日（金）
- (2) 当事者の処分 商工観光課主査 懲戒免職
- (3) 監督者の処分 商工観光課長 減給10%（1ヵ月）
商工観光課主幹2名 減給10%（1ヵ月）

3. 事案発覚の経緯

令和8年7月27日、同課主幹が栗山町企業等誘致推進協議会口座の不明な引き出しを発見したため、本人に確認を行った。その際、「本来、他団体において支払うべき請求を本協議会が支払うものと誤って引き出した」との説明があったことから、早急に本口座へ戻すように指導を行い、7月30日に全額入金を確認した。

8月4日、同課課長が栗山秋まつり実行委員会会計の通帳を確認した際、多数の不明な引き出しを発見したため、本人に事情聴取を行った結果、2件についての不正使用の事実を認め、事案発覚に至る。

4. 事案発生の原因

本事案発生の原因は、当該職員による非違行為であることその他、同課において入出金や通帳等の管理、また、チェック機能が不十分であったことなど、現金取扱事務等ガイドラインに基づく処理が遵守されていないことが要因である。

5. 再発防止の対応

- (1) 現金取扱事務等ガイドラインの改訂
- (2) 全庁的な管理実態の再点検と周知徹底
- (3) 内部統制の強化とコンプライアンス研修の継続実施

6. 町長コメント

令和3年8月に発生した公金横領事案を受け、全庁を挙げて再発防止に取り組む中、再びこのような重大な非違行為が発生し、公務に対する町民の皆様の信頼を損なう事態となったことは誠に遺憾の極みであり、町政への信用を失墜させたことに対し深く反省し、町民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。

今後、再発防止策の徹底はもとより、組織一丸となって適正な事務執行に努め、町民の皆様からの信頼回復に全力を尽くしてまいります。

7. その他

- (1) 本事案に対する特別職の責任を明確にするため、議会9月定例会議において、町長の給料20%を2ヵ月、副町長の給料10%を2ヵ月、それぞれ減額する条例案の提案について調整中。
- (2) 本事案について、全額が弁済されていることから、刑事告訴の予定はない。